

環保第1467号  
令和7年12月24日

経済産業大臣 赤澤亮正 殿

大分県知事 佐藤樹一郎

(仮称) 大分日出杵築風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する  
環境保全の見地からの意見について

令和7年7月22日付けでリエネ大分日出杵築ウインドファーム合同会社から送付の  
あつた環境影響評価方法書に係る環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第  
1項の規定による意見について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7  
第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

1 総括的事項

本事業は、日出町、杵築市、別府市及び宇佐市の行政界付近の約407haを対象事業  
実施区域として、最大9基の風力発電機による最大出力42,700kWの風力発電所を設置  
する計画である。

対象事業実施区域内及びその周辺に複数の住宅等が存在していることから、本事業  
の実施により、工事中及び供用時における騒音等による生活環境への影響が懸念され  
る。また、対象事業実施区域は、周囲に複数存在する水道等の水源の上流域に位置す  
ることから、これらの水源への影響が懸念される。

特に、対象事業実施区域に隣接する天間高原は、阿蘇、くじゅう地域から連続した  
火山性高原に残る山地性草原で、大陸系遺存植物が多数生育していることから、「おお  
いたの重要な自然共生地域」に指定されている。また、対象事業実施区域周辺は九州  
唯一のサファリパークであるアフリカンサファリ等、豊かな自然環境を活用した観光  
が盛んな地域である。加えて、対象事業実施区域は、「大分県広域景観保全・形成指針」  
に定める複数の広域景観エリアに及んでおり、事業影響範囲には日常的な生活拠点や  
眺望点も多く存在していることから、本事業の実施による動植物や眺望景観及び人と  
自然とのふれあい活動の場への影響が懸念される。

以上から、地域住民及び関係自治体に対して、それぞれが抱く不安や懸念等を十分に聞き取り、積極的な情報提供や丁寧な説明を行うとともに、本事業の実施に対する理解が得られるよう必要に応じて事業計画の更なる検討を行うこと。

また、2の個別事項の内容を十分に踏まえ、必要に応じて専門家等の助言を得る等、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施するとともに、事業計画を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について、環境影響評価準備書に記載すること。

なお、評価の結果、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の再検討等を行い、事業計画を見直すこと。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音・振動・風車の影

施設の稼働に係る騒音、低周波音、振動及び風車の影の調査、予測及び評価にあたっては、風力発電機の諸元、風向・風速等の気象条件や地形、住宅等の配置等の地域特性を踏まえて、影響が最大になると考えられる条件で行うこと。

また、対象事業実施区域周辺が静穏な地域であることを踏まえ、現地調査の際は調査候補地点の中で最も静かな場所で騒音状況を把握するよう努めるとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針（環境省、2017年）」を十分に考慮し、評価すること。

### (2) 水質

対象事業実施区域周辺には、水道水源や地域住民等の飲用及び農業用の取水井が点在していることから、これらの水源への影響が懸念されている。そのため、調査対象の河川だけでなく、必要に応じて湧水及び地下水等の水質、水量等についても把握するよう努めること。

### (3) 地形及び地質

対象事業実施区域及びその周辺に複数の活断層が分布していることから、基礎設計を行うにあたっては、想定される地震動の評価だけでなく、地表変動の影響についても考慮し、地震発生時にも耐えうる設備となるよう検討すること。

### (4) 動物・植物・生態系

ア 本事業の実施により、土地の改変等に伴う動植物の生息・生育地の縮小、施設の稼働に伴う鳥類やコウモリ類等の衝突事故及び移動経路の阻害等の影響が懸念される。そのため、風力発電機の配置等の検討にあたっては、専門家等へのヒアリングの結果を踏まえ適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、本事業の実

施による影響を回避又は極力低減すること。また、現地調査にあたっては、対象事業実施区域が鳥類の渡りの経路となる可能性に留意すること。

イ 動物相の調査にあたっては、土地改変や樹木の伐採の可能性のある場所の動物相の現状を把握できるよう、センサーカメラの設置台数や調査地点を適切に設定すること。また、本事業の実施によるシカ及びイノシシによる獣害の拡大を懸念する声があることから、対象事業実施区域内に生息するシカ及びイノシシの行動域等の情報についても収集するよう努めること。

ウ 対象事業実施区域内に絶滅危惧種のオオイタサンショウウオが生息している可能性があることから、繁殖最盛期及び卵嚢の視認が可能な期間を十分に踏まえて調査を行うこと。また、調査範囲内のため池についても可能な限り調査を実施すること。

エ 魚類及び底生動物の調査について、可能な限り上流の適切な地点での調査を実施するとともに、事業計画の見直し等により新たに濁水の影響が想定される場合は、調査地点を再度検討すること。

オ 対象事業実施区域に隣接する天間高原は、「おおいたの重要な自然共生地域」に指定されており、大陸系遺存植物等の重要な種が確認されている。対象事業実施区域内に草原植生が分布していることから、調査、予測及び評価にあたっては、草原に特有な植物種について特に留意すること。

## (5) 景観

ア 景観調査地点について、地元自治体と協議の上、多くの地点を選定していることは評価できる。しかしながら、本事業の実施に伴い景観への影響があるのは明らかであり、場所によっては強い圧迫感を感じる可能性がある。そのため、調査、予測及び評価にあたっては、周辺集落等の分布状況や風力発電機の視認可否等により、必要に応じて調査地点を追加すること。また、別府湾は本県を訪れる観光客にとっての海の玄関口となっており、フェリーからの景観は重要な要素であることから、日中における主要航路上での調査地点の追加についても検討すること。

イ 主要な眺望景観の状況におけるフォトモンタージュに用いる画像は、視野角に加え、景観要素の莊重性に配慮し、肉眼に近い焦点距離である 50～55mm レンズを用いた画像を利用する等、実際の見え方とかけ離れたものにならないよう留意すること。

ウ フォトモンタージュの作成にあたっては、眺望対象となる主要な季節を考慮するとともに、風力発電機と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成する等、眺望点毎にその特性を反映したものとすること。

エ シークエンス景観の評価について、ドライブレコーダーは極端な広角レンズであることが予想されることから、イの項目と同様に配慮し、ビデオカメラの使用等、他の撮影方法について検討すること。

#### (6) 人と自然との触れ合い活動の場

対象事業実施区域は、県内有数の観光地であるアフリカンサファリ及び天間高原と隣接しており、施設の稼働に伴う騒音及び景観変化等の影響も懸念されることから、施設管理者と協議の上、施設の稼働によるこれらの影響についても検討すること。

#### (7) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物について、その発生の抑制及び再利用等に努めるとともに、廃棄物の種類及び発生量等の把握を通じ、地域の廃棄物処理に与える影響を適切に予測及び評価すること。

#### (8) その他

ア 環境影響評価準備書の作成にあたっては、図表や平易な用語を用いる等できる限りわかりやすい内容となるよう配慮するとともに、環境影響評価に係る図書を縦覧期間終了後もインターネットでの閲覧を可能にする等、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。

イ 施設の稼働に伴い、対象事業実施区域に隣接するアフリカンサファリ内で飼育されている動物への騒音等による影響が生ずるおそれがあることから、施設管理者と協議の上、必要に応じて環境保全措置等を検討すること。